

## 山梨市魅力発掘事業 仕様書

### 1. 委託業務名

山梨市魅力発掘事業

### 2. 委託上限額

299,160円/企画（内消費税額 22,160円）

### 3. 委託期間

契約日から平成29年1月31日まで

### 4. 目的

外国人観光客を含めた、多くの観光客に山梨市を訪れてもらうため、山梨市の観光資源を活用した旅行商品を企画・販売することで山梨市の観光資源の持つ新たな魅力を発掘することを目的とする。

### 5. 業務内容

#### (1) 旅行商品の企画・提案

本事業の受託を希望する者は、旅行商品を企画し、山梨市観光協会（以下「観光協会」）に企画書（様式任意）を提出する。

- (ア) 企画する旅行商品のテーマが明確であり、山梨市の観光資源を十分活用し、新たな魅力をアピールできること。
- (イ) コースが山梨市内で完結する必要はない。
- (ウ) 日帰りツアー、宿泊を伴うツアーの別は問わない。
- (エ) 単年度しか販売できない性質の商品でなく、次年度以降も継続できるものが望ましい。

#### (2) 受託者の決定

観光協会は、旅行商品の提案を受け、審査の後、適当と認める者を受託者として決定する。

#### (3) 旅行商品の販売

受託者は、企画・提案した旅行商品の販売を行うこと。販売に係る広告宣伝の手法は問わない。  
なお、本業務の業務委託料を原資に旅行商品の値引き販売は行わないこと。

#### (4) ツアーの催行

受託者は、販売したツアーを催行すること。なお、旅行商品を販売した結果、最低催行人数に達しなかった場合、観光協会と協議の上、新たにツアーを企画することができる。  
なお、新たにツアーを企画した場合でも、新たな委託料は発生しないものとする。

## (5) その他

- (ア) 旅行保険に加入すること。
- (イ) 悪天候でもツアーの魅力が損なわれないよう、代替プログラムを準備することが望ましい。
- (ウ) 参加者等からのクレームについて、受託者は解決に向けて誠意ある対応をとること。
- (エ) 受託者が本業務の遂行にあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害賠償の責任を負わなければならない。

## 6. 完了報告

受託者は、本業務が終了した場合は、終了後 30 日以内に観光協会に委託業務完了報告書（様式任意）を提出し、観光協会の検査を受けるものとする。

なお、委託業務完了報告書には、インバウンド旅行商品の造成に向けた課題等、山梨市の観光資源や受入施設に対する旅行者としての所見を含むこと。

## 7. 支払条件等

本業務の委託料は、前項の完了報告の審査が終了した後に提出される請求書に基づき支払うものとする。

ただし、ツアーの販売を行った結果、必要催行人数に達せずツアーが催行されなかった場合、委託料の支払はしない。

## 8. その他

- (1) 受託者は、本業務実施に当たり、旅行業法、旅客運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的で利用することはできない。委託業務終了後も、また同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、観光協会及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。